

福祉

## 児童扶養手当を知っていますか

●申し込み・問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

**児童扶養手当**は、ひとり親家庭など、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

▼対象者  
次のいずれかに該当する児童を育てている父母または養育者(父母に代わってその児童を育てている人)  
・父母が婚姻(事実婚含む)関係を解消(離婚)した児童  
・父または母が死亡した児童  
・父または母に一定以上の障害(障害年金1級相当)がある児童  
・母が婚姻によらないで懐胎した児童  
・そのほか遺棄や拘禁などにより父または母に育てられていない児童など

▼手当額  
月額 41,020円～9,680円  
加算  
第2子5,000円  
第3子以降1人につき3,000円  
受給者、または受給者と生計を同じくする扶養義務者の前年の所得によって決まります(所得制限額を超えると支給されません)。  
※事実上の婚姻関係(同居など内縁関係を含む)になったときや、公的年金を受け取ることができるときなどは手当が支給されません。その他にも支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

農業

## 栽培終了後は害虫をハウス外へ出さない閉め込みを実施しましょう

●問い合わせ 菊池地域振興局農業普及・振興課 ☎0968(25)4205 菊池地域農業協同組合園芸特産課 ☎0968(23)3202

**施設園芸農家の皆さんへ**

ウリ類やトマトでは、コナジラミ類やアザミウマ類などの害虫が媒介するウイルス病が問題となっています。また、他の品目でもこれらの害虫による食害が増加しています。地域全体で適切な閉め込みを実施し、地域での害虫密度を下げましょう。

■手順  
▼事前準備  
①熱に弱い電子機器やプラスチック製パイプなどの資材は、保護するか持ち出す。  
②被覆資材の隙間をなくす。  
③施設内は除草する(害虫のすみかをなくす)。

▼実施方法  
①栽培が終了したら、すみやかに開放部を閉鎖し、施設を隙間なく密閉する。  
②ウリ類やトマトは、密閉後に一斉に株もとを引き抜くか切断する(1ミリメートル以下の防虫ネットを張っている畑は、ネットを張ったまま、出入り口は閉めて行う)。  
※作業は涼しい時間帯に行いましょう。  
③閉め込み期間の目安…4～9月の快晴日では、植物が枯れてから、1週間以上閉め込みます。

※ウリ類やトマト以外の作物も栽培終了後は閉め込みを行い、次作への害虫の飛び込みを減少させましょう。

職業紹介

## 今月から大津町無料職業紹介所の開設日が週2日に変わります

●問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115



**大津町無料職業紹介所**は、平成21年7月に役場庁舎内に開設しました。3月まで、平日は毎日求職、求人を受け付けていましたが、今からは次のとおり週に2日の開設に変更します。

開設日のみの対応となりますので、よろしく願います。

▼開設日 毎週火・金曜日  
(開設日が休日の場合、その翌日)  
▼開設時間 午前9時～午後5時  
▼開設場所 役場2階  
大津町無料職業紹介所(案内窓口横)

後期高齢

## 後期高齢者医療保険料の平成26・27年の保険料率が決定しました

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

**保険料の計算方法**  
保険料額 均等割額 所得割額  
(年額) = 47,900円 + (総所得金額 - 33万円) × 9.26%  
※保険料の上限額が年額55万円から57万円に変更となりました。

平成24・25年度	
均等割額	47,900円
所得割率	9.26%

平成26・27年度	
均等割額	47,900円
所得割率	9.26%

平成24年・25年度保険料と同一

**熊** 本県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとの保険料の見直しにより、次のとおり決定しました。

平成26年度も保険料軽減は継続します  
所得が低い人や被用者保険加入者(※)に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。  
(※)被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

**個人ごとの保険料は8月に通知します**  
個人ごとの保険料は、8月に年間保険料が確定した後、「保険料決定通知書」で通知します。

後期高齢

## 後期高齢者医療保険の資格がある人に人間ドック受診費用を補助します

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

**大津町**在住の後期高齢者医療保険の資格を持つている人に、疾病の早期発見および健康増進の一つとして、人間ドックの受診費用の補助をしています。受診を希望する人は、確認事項をよく読んでお申し込みください。

▼対象者 大津町の住民で後期高齢者医療保険の資格を持っている人  
▼補助金額 検査費用の7割(上限25,000円)  
▼申込期限 5月30日(金)  
※定員60人になり次第締め切ります。  
▼申込方法 大津町役場、健康保険課または町子育て・健診センターに後期高齢者医療保険証と印かんを持参してお申し込みください。  
▼確認事項  
○人間ドックを申し込んだ人の情報(住所・氏名・性別・生年月日など)を、希望する委託医療機関へお知らせします。  
○町の集団健診(ふるさと総合健診、特定健診)と重複受診はできません。  
○健診結果を委託医療機関から取得すること、必要に応じて保健指導を行なうことに同意してお申し込みください。

国保

## 【国民健康保険】70歳以上75歳未満の人の自己負担割合が変わります

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

### ▼4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人(誕生日が昭和19年4月2日以降の人)

・70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の人はその月)の診療から、窓口負担が2割になります(例えば、4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える人は、5月の診療から2割負担になります)。  
※一定の所得がある人は、これまでどおり3割負担です。  
・窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる人は、69歳までと比べて上限額が下がります。

### ▼4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人(誕生日が昭和19年4月1日までの人)

・4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません(3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える人は、これまでの3割負担から1割負担になります)。  
※一定の所得がある人は、これまでどおり3割負担です。  
・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

**平** 成26年度から、国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人のうち、現役並み所得者(自己負担3割の人)以外の人の自己負担割合が変更になります。